



『身近な空き家を 活かそう』

地域おこし協力隊として着任したちょうど1年前の夏に、鬼石総合支所長と鬼石振興課長から「空き家対策をやってほしい」と頼まれました。

いざ調査を開始すると、「この家は本当に空き家か」「所有者の連絡先は」など、空き家を利活用できない問題が浮き彫りに。住民主体の協議会で空き家対策を掲げ、区長さんや鬼石を愛する人々と議論を重ねました。

その結果、移住希望者に対して鬼石地域の空き家情報を紹介することで、空き家の所有者と移住希望者をつなぐマッチング制度「おにしん家」が誕生しました。今後も鬼石地域の空き家を積極的に利用してもらえるように活動していきます。

地域おこし協力隊
星野 貴男

問い合わせ 鬼石振興課(☎⑤3111)



協力隊の活動
はこちら

友好都市通信



from リジャイナ

問い合わせ 企画課(☎④2428)

4月1日にリジャイナ市と近郊の町から、40人の高校生を含む45人の訪問団が藤岡市を訪れ、藤岡市国際交流協会と藤岡-リジャイナかけ橋プロジェクト共催の高校生交流プログラムがみかばみらい館ギャラリーにて開催されました。代表のAndre Boutin-Maloney(アンドレ・ブーティン・マロニー)さんに参加した高校生たちの感想や今後の訪問プログラムについて伺いました。

今回の交流プログラムを通じて、藤岡市の皆さんと出会い、互いの文化を学び合う素晴らしい機会をいただきました。私たちが到着する瞬間から帰りのバスが駐車場を出る瞬間まで、とても温かな歓迎をいただき、不安と期待で胸がいっぱいだった生徒たちの緊張を解いてくれました。

藤岡市内外の高校生の皆さんとグループに分かれて、日本やカナダの菓子の食べ比べ、けん玉やメンコなどの日本の昔遊びなどを楽しみました。新井市長もご参加くださり、藤岡市制施行70周年を共に祝うことができました。高校生代表による藤岡市についての発表では、ヤリタナゴの取り組みや市の概要を学び、両市の市民団体が取り組んでいる絵本寄贈では、90冊を超える英語絵本を届けることができました。ふじの咲く丘では、春の日本を代表する桜も出迎えてくれ、生徒たちは全てのプログラムを心から楽しみました。

日本滞在プログラムで生徒たちの心に残っているのは、新たに会った同世代の友人と共に過ごした藤岡市での時間です。初めは不安ばかり口



グループでの交流をする高校生たち

にしていた生徒たちも、文化や言葉の違いを超えた交流を経て、藤岡市から東京に帰るバスの中では「Can we go back to Fujioka tomorrow?(明日もまた藤岡市に行ける?)」と、質問が出たほどです。

交流事業から2カ月が経ちますが、生徒たちはSNSなどを通じて藤岡市の友人たちと交流を深めているようです。次の高校生日本訪問プログラムは、2026年の春を予定しています。さらに多くの藤岡市の皆さんと出会い、互いの市の様子や文化、言語などの交流ができることを願っています。藤岡市の皆さんも、ぜひリジャイナ市にお越しくださいね。楽しみにお待ちしております！

現在使っている被保険者証の有効期限は7月31日(木)までです。8月から使用できる新しいものを7月に郵送します。なお、マイナンバーカードと保険証の一体化により、令和6年12月2日(月)以降は、保険証が新たに発行されなくなり、有効期限まで使用できます。

国民健康保険加入者
被保険者証が届いたら、氏名、住所などの記載内容を確認し、8月1日(木)から使用してください。70～74歳の人は被保険者証と高齢受給者証が一体化しており、1枚で受診できます。有効期限の切れた保険証は各自処分してください。

有効期限 7年7月31日(木)までは70歳の誕生日の末日(74歳の人は75歳の誕生日の前日)
自己負担割合(70～74歳の人) 6年度の住民税課税所得(住民税額を計算する基準となる所得額)が▽145万円以上の人Ⅱ3割▽145万円未満の人Ⅱ2割

後期高齢者医療加入者
75歳以上の人と障害認定を受けた65歳以上の人に、後期高齢者医療保険被保険者証(緑色)を発行します。被保険者証は、黄緑色の封筒に入れて郵送します。

有効期限 7年7月31日(木)
自己負担割合 6年度の住民税課税所得が▽145万円以上の人および同一世帯の被保険者Ⅱ1割

介護保険負担割合証の更新
要介護・要支援認定などを受けている人に交付されている「介護保険負担割合証」の適用期間が7月31日(水)で終了します。新しい負担割合証(緑色、封筒は青色)を7月下旬に郵送しますので、必ず介護保険証と一緒に保管をしてください。

利用者負担割合 ▽3割負担Ⅱ本人の合計所得金額が220万円以上で、世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身

除者Ⅱ3割▽3割負担を除いた一定以上の所得のある被保険者Ⅱ2割▽3割または2割負担以外の被保険者または世帯全員が住民税非課税の被保険者Ⅱ1割

問い合わせ 保険年金課▽国民健康保険加入者Ⅱ国保係(☎④2822)▽後期高齢者医療加入者Ⅱ医療年金係(☎④2259)

クーリングシエルターとは、熱中症特別警戒アラートの発表に備え、市長があらかじめ指定した施設です。4～10月の間で熱中症リスクの極めて高い気象条件が予測され、熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、自宅に冷房設備のない人や外出中の入などが暑さをしのげる場としてクーリングシエルターを開放します。

現在、市役所本庁舎市民相談室や各地区の地域づくりセンターなどを指定済みです。なお、自宅にエアコンがあるなど涼しい環境が確保できる場合には、クーリングシエルターへの移動は必須ではありません。

そのほかのクーリングシエルターに関する詳細はホームページ(下記2次元コードを参照)に掲載していますので、利用の参考にしてください。

協力いただける民間施設を募集します
市内指定施設の充実を目指し、クーリングシエルターに協力していただける民間施設の募集も行っています。主な指定基準は左記のとおりですが、詳細な内容は環境課まで問い合わせてください。

主な指定基準 ▽適当な冷房施設を有する▽公表する開放可能日において熱中症特別警戒情報が発表されたときに当該施設の指定箇所を住民そのほか開放することができ、▽受け入れが可能と見込まれる人数に応じた必要かつ適切な空間を確保できる▽イスやソファなど座る場所がある▽指定場所を無料で利用できる

問い合わせ 環境課(☎④264)

国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の更新

クーリングシエルターを指定

